

令和 8 年 4 月から

29、30 ページ

- 介護保険料の第 1 段階、第 2 段階、第 4 段階及び第 5 段階を分ける金額が変わりました。
それぞれの段階を分ける基準となる金額が、80 万 9,000 円から **82 万 6,500 円** になりました。

令和 8 年 8 月から

12、20 ページ

- 高額介護サービス費と、特定入所者介護サービス費の支給要件が一部変わります。
高額介護サービス費の住民税非課税等の支給要件と、特定入所者介護サービス費の第 2 段階と第 3 段階①の支給要件が、80 万 9,000 円から **82 万 6,500 円** になります。

- 施設サービス等を利用した際の基準費用額（食費）と、低所得者の負担限度額（食費・居住費等）の一部が変わります。

(1) 介護施設等の食費の基準費用額

令和 8 年 7 月まで 1,445 円 → 令和 8 年 8 月から **1,545 円**

■ 基準費用額 <1 日につき>

居住費等				食費
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1,728 円 (1,231 円)	437 円【697 円】 (915 円)	2,066 円	1,728 円	1,445 円 → 1,545 円

(2) 負担限度額（食費）増額（低所得者の施設入所時の食費）

第 3 段階①の利用者：1 日当たり **30 円引上げ**

第 3 段階②の利用者：1 日当たり **60 円引上げ**

※第 1・2 段階は、負担限度額を据置き（変更なし）。

(3) 負担限度額（居住費等）増額（低所得者の施設入所時の居住費等）

第 3 段階②の利用者：居住費等が全て **100 円引上げ**

ただし、介護老人保健施設および介護医療院のうち*室料負担のない多床室利用の場合は 430 円のまま据置き。

※室料負担のない多床室：介護老人保健施設（「療養型」「その他型」以外）介護医療院（「Ⅱ型」以外）

■ 負担限度額 <1 日につき>

利用者負担限度額	A 課税状況等	B 預貯金等	居住費等				食費	
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	施設サービス	短期入所サービス
第 1 段階	生活保護受給者	要件なし						
	老齢福祉年金受給者	単身： 1,000 万円以下 夫婦： 2,000 万円以下	550 円 (380 円)	0 円	880 円	550 円	300 円	300 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税	課税年金収入額※+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※が 82 万 6,500 円 以下の人	550 円 (480 円)	430 円	880 円	550 円	390 円	600 円
第 3 段階①		課税年金収入額※+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※が 82 万 6,500 円 超 120 万円以下の人	1,370 円 (880 円)	430 円	1,370 円	1,370 円	650 円 → 680 円	1,000 円 → 1,030 円
第 3 段階②		課税年金収入額※+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※が 120 万円超の人	1,370 円 (880 円) → 1,470 円 → (980 円)	430 円 【① 430 円】 【② 530 円】	1,370 円 → 1,470 円	1,370 円 → 1,470 円	1,360 円 → 1,420 円	1,300 円 → 1,360 円

() は介護老人福祉施設、短期入所生活介護の利用時

【 】 は①介護老人保健施設及び介護医療院（いずれも②以外、ショートステイ含む。）

②介護老人福祉施設と、①以外の多床室（「療養型」「その他型」の介護老人保健施設及び「Ⅱ型」の介護医療院の多床室（いずれも 8 m²/人以上に限る。））の利用時（ショートステイも含む。）